

令和5年度介護保険負担限度額認定申請を受け付けます

問合せ先 鈴鹿亀山広域連合介護保険課給付グループ(☎059-369-3201)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所サービス(ショートステイ)利用時の自己負担費用のうち、食費、居住費(滞在費)について、申請により負担が軽減されます。

対象者 本人、配偶者および世帯全員が市町村民税非課税であり、預貯金など(表1)が基準額(表2)を超えていない人
 ※虚偽の申告により不正に支給を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額の返還および加算金を求めることがあります。

(表1)

預貯金などに関する 具体的な例	対象の可否
現金、預貯金(普通、定期)	○
有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、投資信託	○
金や銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○
負債 (借入金、住宅ローンなど)	○
生命保険、自動車	×

(表2)

所得の状況		預貯金などの金額(※)
生活保護受給者		
本人、配偶者および世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金の受給者		単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
第2号被保険者(65歳未満の被保険者)		
本人、配偶者 および世帯 全員が市町村民 税非課税	合計所得金額+課税・非課税年金収入額が80万円以下の人	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
	合計所得金額+課税・非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
	合計所得金額+課税・非課税年金収入額が120万円超の人	単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)

認定有効期間

申請月の1日～翌年7月31日

申請に必要な物

- ・介護保険負担限度額認定申請書兼同意書
(鈴鹿亀山地区広域連合ホームページからダウンロードできます。)
- ・預貯金に関する通帳など(直近2カ月以内の残高が確認できるもの)の写し(配偶者がいる人は配偶者の通帳も必要です) ※生活保護受給者は不要です。

提出先 鈴鹿亀山地区広域連合(鈴鹿市役所西館3階)

受付開始日 7月3日(月)

現在交付されている「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は、令和5年7月31日までです。8月1日以降も継続して認定を受けようとする人は、8月31日(木) [必着]までに鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課へ申請してください。

食費・居住費の特例減額措置について

市町村民税課税により介護保険負担限度額認定に該当しない人で、施設に入所したことにより残された世帯員の生計が困難になる場合は、特例減額措置制度があります。

なお、認定を受ける主な条件は、次のとおりです。

- ① 属する世帯の構成員の数が2人以上であること
- ② 世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ③ 世帯全員の合計預貯金などが450万円以下であること など

令和5年度の国民健康保険税および 出産育児一時金について

問合先 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび国民健康保険税の軽減判定基準の見直しが行われました。変更点は、次のとおりです。

国民健康保険税課税限度額の見直し【課税限度額】

税制改正により、国民健康保険税の医療給付費分および後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられます。

限度額を超えた分は減額されます。

区 分	令和4年度(改正前)	令和5年度(改正後)
医療給付費分	63万円	65万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	99万円	102万円

軽減判定所得基準の見直し

国民健康保険において、低所得世帯に対する保険税の軽減を図るため、世帯主や被保険者の所得の合計が一定以下の場合に、保険税の均等割額・平等割額の軽減(7割・5割・2割)を行っています。

税制改正により令和5年度から、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため軽減判定所得基準を見直します。

【軽減判定所得基準表】

軽減割合	令和4年度(改正前)	令和5年度(改正後)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 ※改正による変更なし
5割	43万円+28万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者(※2)の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+29万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	43万円+52万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+53万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者の数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※1 給与所得者等とは、被保険者および特定同一世帯所属者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人です。

※2 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより資格喪失した人であって、継続して同一世帯に属する人です。

子ども(未就学児)に係る均等割の軽減

令和4年度から、未就学児(0歳~満6歳になった日以降の最初の3月末日まで)に対する医療給付費分、後期高齢者支援金分の均等割額の5割軽減を行っています。

出産育児一時金の改正

健康保険法施行令等の一部改正により、令和5年4月1日以降における出産について、出産育児一時金の支給額が改正されました。

【産科医療補償制度に加入している医療機関で出産する場合の支給額の総額】

	令和4年度(改正前)	令和5年度(改正後)
出産育児一時金	40万8千円	48万8千円
産科医療補償制度(※3)の掛金相当額	1万2千円	1万2千円 ※改正による変更なし
支給額の総額	42万円	50万円

※3 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析の情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。